

【アジア・オセアニア諸国からの私費留学生】

令和7年10月吉日

令和8年度 公益財団法人清和国際留学生奨学会 奨学生募集要項

1. 応募資格

本奨学金の給付を受けるものは、次の(1)～(3)に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- (1) **アジア・オセアニア諸国（中国・韓国・台湾含む）の出身者**であって、日本の国内の大学または大学院において学生として勉学、研究のため留学中の者。
- (2) 応募時現在において、大学学部生は満30歳未満、大学院生は満35歳未満で、日本政府（自治体を含む）または他の財団から奨学金の給付を受けていない者で、学業、人物ともに優秀で、且つ健康体であること。
- (3) 4月からの給付のための手続きが必要なため、2月中の事務手続きが可能であること（場所は東京都内を予定）。

2. 推薦人数 学部生1名、院生1名の2名

3. 奨学金の額

学部生 月額80,000円 院生 月額100,000円

4. 給付期間 令和8年4月から令和10年3月まで(2年間)※

（但し、この期間内であっても学生資格を失ったとき等はその時点で受給資格が消滅します）

5. 応募の手続き

別に定める応募申込書に必要事項を記入（PC入力可）の上、次の添付書類を添えて、在学大学の指定する日までに当該大学の学長（事務は当該大学留学生関係部課）宛に提出すること。

2025年11月18日(火) 留学生課 締め切り

- (1) 在学する大学、または大学院の在学証明書、合格通知書および成績証明書（令和8年4月時点で大学院生になる場合で、日本国の大学の成績証明書が無い人は出身国で在学した大学の成績証明書で可）
- (2) 在学する大学、または大学院の指導教官の推薦理由書
指導教官の推薦理由書（PC入力の場合は自筆署名を入れて下さい） **※推薦理由書は学内選考後**
- (3) 自己紹介レポート（用紙A4 Word使用 日本語 明朝体 文字サイズ10.5ポイント 1行の文字数40字 1ページの行数36行 1枚）※氏名、大学名（学部・学科・学年）を書いてください

6. 選考および決定

応募手続き書類に基づき、当財団の選考委員会において審査し、その審査結果を踏まえて、当財団理事会の決議を経て決定します。審査選考の結果は、理事長名にて在学する大学学長を通して令和8年3月上旬までに通知します。

7. 奨学金受給者の義務

- (1)奨学生は、奨学生の義務として毎年2回（2月と6月）に学習・生活にかかわるレポートを、また10月に「近況報告」を当財団に提出しなければならない。
（3月、7月、11月に「清和会報」として発行し、関係者に配布）
- (2)奨学生は財団から出向くよう求められたときは、特段の理由なくこれを拒んではならない。
特段の理由あるときは、これを当財団に連絡し許可を得なければならない。

8. 奨学金の給付打ち切り等

(1)給付の打ち切り

- ① 申請書の記載事項に虚偽の記載が発見された場合。
- ② 大学で懲戒処分を受けたとき。または日本の法律に違反することがあった場合。
- ③ 在学している大学を退学、または転学、若しくは、特別な理由なく留年した場合。
- ④ 日本政府(自治体を含む)または他の財団から奨学金の給付を受ける事となった場合。
- ⑤ その他 奨学生としての応募資格を失った場合。

(2)給付の停止

- ① 3ヶ月以上の休学、または欠席した場合。
但し、理由が消滅したときは復活することがある。
- ② 奨学生としての学業、または素行が不适当と認められた場合。
- ③ 奨学生として奨学金助成の必要性が無いと認められた場合。
- ④ 報告書を期限内に提出しない場合。
- ⑤ 住所・連絡先等の変更事項を直ちに報告しなかった場合。

9. 問合せ先

【提出先】留学生課 留学生生活係

TEL: 042-330-5185 Email: ryugakusei-seikatsu@tufs.ac.jp

受付時間 平日 9:00～16:30（土日祝日等を除く）

※学生からのお問い合わせは、大学にて取り纏めをお願いします。学生からの直接の個別の問い合わせは対応できかねますので、ご承知おきください。

※応募者がいない場合でも、締め切り期日までに必ずご連絡ください。

以 上

公益財団法人 清和国际留学生奨学会
奨 学 金 支 給 規 則

(奨学生の資格)

第1条 本会奨学金の支給を受ける者は、次の(1)～(3)に掲げる資格を有しなければならない。

(1) 以下の①、②、③の何れかに該当する者。

① アジア・オセアニア諸国（中国・韓国・台湾含む）の出身者であって、日本の国内の大学または大学院において学生として勉学、研究のため留学中の者。

② 日本国籍を有し、アジア・オセアニア諸国の大学に1年以上留学する者。

③ 日本国籍を有し日本の大学または大学院に在籍している者。

(2) 応募時現在において、大学学部生は満30歳未満、大学院生は満35歳未満で、日本政府（自治体を含む）または他の財団から奨学金の支給を受けていない者で、学業、人物ともに優秀で、且つ健康体であること。

(3) 応募留学生は、秋田大学、筑波大学、麗澤大学、東京工業大学、芝浦工業大学、東京外国語大学、上智大学、京都大学に在籍する留学生とする。

(奨学金の額)

第2条 奨学金の額は、第1条(1)において①に該当する者は大学院生月額10万円、大学学部生は月額8万円とし、②に該当する者は大学院生年額120万円、大学学部生年額100万円、③に該当する者は大学院生月額5万円、大学学部生は月額4万円とする。

(支給する期間)

第3条 (1)奨学金を支給する期間は2ヵ年とする。

(2)大学学部最終年次に在学する者は1ヵ年とし、大学院修士課程に進学したときは更に1ヵ年延長する。ただし、応募期間内または選考委員会まで（1月末日まで）に、当財団へ連絡のこととする。

延長期間の給付金額は大学院生の場合を適用する。

(3)大学院修士課程最終年次に奨学金の給付を受けることになったときは前項の例による。

(奨学金の交付)

第4条 奨学金は本人に毎月交付する。なお、第1条(1)②に該当する者は、支給開始時に一括支給する。

(応募の手続き)

第 5 条 奨学金の受給を希望する者は、原則として毎年 1 2 月末日までに次の書類を本会代表理事に提出しなければならない。

1. 奨学金受給申込書
2. 日本国の大学もしくは大学院の成績証明書、または入学許可書
3. 日本国の受け入れ大学の推薦書及び推薦理由書
4. その他必要とする書類

(奨学生の決定)

第 6 条 奨学生は前条の出願者の内から選考委員会の議を経て翌年 2 月末日までに本会の理事会が決定する。

前項の決定は、推薦に関与する大学学長を通して通知する。

(奨学生の義務)

- 第 7 条 (1) 奨学生は、休学、復学、転学、または退学したとき、3 ヶ月以上欠席したとき、または身分、住所その他重要事項に異動があったときは遅滞なく本会に届出なければならない。
- (2) 奨学生は、本会に出向くよう要請を受けたときは、特別な事由がない場合はこれに応じなければならない。
- (3) 奨学生は、毎年 2 月及び 6 月に学習報告書、10 月に近況報告を本会に提出しなければならない。

(奨学金の休止、停止及び期間の短縮)

- 第 8 条 (1) 奨学生が休学し、または 3 ヶ月以上欠席したときは、奨学金の支給を休止することがある。
- (2) 奨学生の学業、または公序良俗に反するなどの状況により、奨学生としての適性を欠くと認めたときは奨学金の支給を休止し、または支給期間を短縮することがある。
- (3) (1) または (2) により奨学金の支給を休止、若しくは停止され、または期間を短縮された者について、その事由がやんだと認めたときは奨学金の支給を復活することがある。

(支給の打ち切り)

第 9 条 奨学生が、次の(1)から(5)までの何れかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。

- (1) 本会への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 大学において懲戒処分を受け、または学業の見込がないと判断されたとき
- (3) 退学したとき
- (4) 第7条の義務の履行を怠ったとき
- (5) 日本政府(自治体を含む)または他の財団から奨学金の支給を受ける事となったとき。
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

(転 学)

第10条 奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められた場合を除き、奨学金の受給を辞退したものとみなす。

(返 納)

第11条 奨学金の支給後において、第9条の(1)(2)または第10条の事由が生じていた事が判明した場合は、既に交付した奨学金の全部、または一部を返納させることがある。

(補 足)

- 1) この規則は、公益財団法人 清和国際留学生奨学会寄付行為の施行の日から適用する。
- 2) 第3条の規定は、平成2年6月20日改訂し、平成2年度の奨学金支給より適用する。
- 3) 第2条の規定は、平成12年3月17日改訂し、平成12年度の奨学金支給より適用する。
- 4) 第5条および第7条(3)の規定は、平成21年3月22日改訂し、平成22年度より適用する。
- 5) 法律改正による移行申請が、平成24年4月1日付で公益財団法人として認可されたので、当日より続けてこれを適用する。
- 6) 第2条の規定は、平成28年6月1日改訂し、平成29年度の奨学金支給より適用する。
- 7) 第1条(1)の規定は、令和4年4月1日に改定し、令和5年度の奨学金支給より適用する。

り適用する。

第3条（2）の規定は、令和4年4月1日に改定し、令和5年度の奨学金支給より適用する。

- 8）第1条（1）①②③の規定は、令和7年9月11日に改定し、令和8年度の奨学金支給より適用する。

第2条の規定は、令和7年9月11日に改定し、令和8年度の奨学金支給より適用する。

第4条の規定は、令和7年9月11日に改定し、令和8年度の奨学金支給より適用する。